

議案第46号

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

土居診療所の診療日の変更に伴い、利用状況に合わせて生活交通バスの運行内容を変更するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例

西予市生活交通バス条例(平成23年西予市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 城川地区の部魚成中津川～今田～土居線の項を次のように改める。

魚成中津川～今田～下相線	城川町魚成265番地先	蔭之地、今田	城川町下相945番地先
--------------	-------------	--------	-------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。